

## 少年刑に関する裁判例

### ＜少年法の規定について問題点を指摘している裁判例＞（４件）

#### ○ 平成１９年１２月１７日東京高裁判決（殺人，激発物破裂事件）

##### （事案の概要）

犯行当時１５歳１１か月（高校１年生）であった被告人が，住み込みで社員寮の管理業務をしていた両親を殺害した上，現場である管理人室に都市ガスを充満，爆発させ社員寮を損壊した事案。

第一審（東京地裁）は，懲役１５年の求刑に対し，無期懲役刑を選択した上で少年法５１条２項により少年を懲役１４年の定期刑に処したが，弁護人から控訴があったところ，控訴審である本判決は，原判決が犯行に至る経緯や動機の認定・評価を誤っていること，及び，原判決後の被告人の反省の深まり等を理由に，破棄自判して少年を懲役１２年に処した。

##### （判決文）

「本件と直接的ではないものの関係する点があるので，更に付言する。

犯行時１８歳以上であった少年の被告人の場合には，法５１条２項は適用されないから，懲役１０年から１５年の刑を言い渡されることはない。

他方，法５１条２項が適用される少年の被告人について，懲役１０年から１５年の刑を言い渡さんがために，刑法段階の無期懲役刑で処断するといった，刑種の選択を行うことは，これまでも許されなかった。

そして，平成１２年改正によって，前記のとおり法５１条２項が適用される少年の被告人であっても，同条項の適用のない少年の被告人と同様に無期懲役に処せられることがあるようになったから，前記のような刑種の選択を行うと，同条項の適用のない少年の被告人は科されることのない有期の懲役刑の言渡しを受けることになり，その分不利な処罰を受けることになってしまう。

こういった事態が生じることは，法５１条２項が設けられている趣旨に反することが明らかであるから，一層，前記のような刑種の選択の許されないことが明らかになっているといえる。

なお，法５１条２項は，前記の法定刑に幅のある有期懲役刑に加えて無期懲役でも処することができることとなったことから，刑法段階の無期懲役刑で処

断する対象がその分広がったような印象も与えかねないが、そうではなく、従来は、法51条2項によって、本来無期懲役とすべき場合でも有期の懲役刑で処断される他なかったものが、そういった制約がなくなって無期懲役で処断することが可能となったのにすぎない、換言すれば、刑法段階の無期懲役刑で処断する対象自体には変化はないと解される。」

(備考)

平成12年改正により51条2項の趣旨が分かりづらくなった点について、あえて運用上の指針を示そうとしたものと考えられる。植村立郎「少年事件の実務と法理」353頁以下参照。

なお、上告はない。

#### ○ 平成20年10月2日東京地裁判決（殺人、銃刀法違反事件）

(事案の概要)

精神科病院に入院していた被告人（犯行時18歳）が、患者や看護師らを多数殺害しようと考え、繰小刀で看護師1名を殺害した事案。

懲役5年以上10年以下の求刑に対し、求刑どおり、懲役5年以上10年以下の判決を言い渡した。

(判決文)

「・・・本件が無差別大量殺人を計画し、その実行として現に人の命を奪ったという事案であること、犯行態様の悪質性、結果の重大性等に照らせば、その行為責任は誠に重く、また前記認定の本件に至る経緯からも認められるように、本件の背景として被告人の生育史に根ざすと思われる著しく偏った人格的な問題点が指摘し得るところ、その改善は容易なものではない可能性が高いことなどに徴すれば、上記認定の被告人のために酌むべき事情を考慮に入れても、被告人を「5年以上10年以下」を上限とする有期懲役刑に処するのは軽きに失するようにも思われ（少年が犯行時に18歳未満であれば少年法51条2項により10年以上15年以下の範囲内で定期の懲役刑を言い渡す余地があることと対比すると、被告人に対し、有期懲役刑をもって臨むことの問題性が顕在化する。）、本件における被告人の量刑については慎重な吟味が必要である。」

(備考)

控訴はない。

○ 平成21年1月29日東京高裁判決（住居侵入，強盗殺人事件）

（事案）

被告人（犯行時18歳）が，共犯者ら6名と共謀し，暴力団関係者である共犯者と確執のあった被害者方に侵入した上，被害者の内妻を縛り上げ，帰宅した被害者を刺殺して金品を強取した事案。

原判決は，無期懲役の求刑に対して懲役5年以上10年以下に処したところ，検察官から控訴があった（棄却）。

（判決文）

「 そうすると，被告人は上記のとおり犯行時18歳9か月で，原判決言渡し当時19歳5か月の少年であるから，無期懲役刑を酌量減輕した場合を含め有期懲役刑に処する場合には，少年法52条1項，2項の規定により，短期は5年，長期は10年を超えない範囲の不定期刑を科すこととなり，結局のところ，その最高刑は5年以上10年以下の懲役となる。

なお，この点に関し，成人であれば，無期懲役刑を酌量減輕して7年以上30年以下の有期懲役刑を科すことが可能であり（刑法68条2号，14条1項），また，犯行時18歳未満の少年であれば，無期懲役刑を選択した場合，少年法51条2項を適用して10年以上15年以下の範囲内で定期刑を科すことも，酌量減輕して同法52条1項，2項により短期は5年，長期は10年を超えない範囲内の不定期刑を科すことも可能であるのと異なる。摘示した上記の少年法の諸規定は，犯行時の年齢で比較する限りにおいて，均衡を失した不備があるともいい得ることを付言する。

以上によれば，原判決が被告人を5年以上10年以下の懲役に処したことは，原判決当時においては法のいわば不均衡な規定による制約とも解することができる。・・・」

○ 平成23年2月10日大阪地裁堺支部判決（殺人事件）

（事案）

被告人（犯行当時17歳）が，好意を持っていた女性の交際相手である被害者（当時15歳）の束縛からその女性を解放しようと考え，被害者を木槌や木製バットで多数回殴打して殺害した事案。

懲役5年以上10年以下の求刑に対し、懲役5年以上10年以下の判決を言い渡した。

(判決文)

「・・・これらの事情も併せ考慮すると、仮釈放制度があるとはいえ、生涯社会復帰させないのが基本となる無期懲役刑を選択することは、躊躇せざるを得ない。

(2) 他方、有期懲役刑を選択した場合、少年である被告人に対し科し得る最も重い刑は、5年以上10年以下の不定期刑である。これは、一般に少年は人格が発達途上で可塑性に富み教育による改善更生が多く期待されるからであると説明されているが、5年で刑執行終了となる可能性がある点でも、また、10年を超えては服役させられない点でも、本件犯行の凶悪性、結果の重大性等に照らせば、とても十分なものとはいえない。

なお、少年法には、犯行時18歳未満の者に対し、無期懲役刑を選択し、これをもって処断すべきときは、10年以上15年以下の範囲内で定めた定期の有期懲役刑を科することができる旨の規定があり、本件における量刑を妥当なものとするため、この規定を適用したいとの思いに駆られる。しかしながら、この規定は、無期懲役刑を選択し、これをもって処断すべき場合に、被告人の犯行時の年齢を考慮して、刑を緩和することを認めたものであり、本来無期懲役刑が妥当な事案でないのに、少年法の定める通常の有期懲役刑では軽いとの理由で、適用することを予定しているものではない。

(3) そこで、無期懲役刑を選択すべき事案か有期懲役刑を選択すべき事案かという観点から改めて検討したが、(1)で述べた広汎性発達障害の影響や、被告人の更生可能性等を考慮すると、やはり無期懲役刑を選択すべき事案とまではいえないとの結論に達した。そうすると、最も重くても5年以上10年以下の不定期刑である有期懲役刑が妥当であると積極的に考えるものではないもの、それを選択せざるを得ない。したがって、弁護人が求めるような、より軽い不定期刑にすることは全く考えられない。

(4) なお、付言するに、被告人の仮釈放や5年経過後の刑執行終了処分は、地方更生保護委員会が判断する事項であるものの、上記のように、当裁判所としては、10年という懲役刑でも本来十分ではないと考えるものであり、上記各処分を行うのは慎重にされるべきであると希望するものである・・・

また、今回、当裁判所自身十分でないとする刑期を定めざるを得なかったのは、少年法が上記のような狭い範囲の不定期刑しか認めていないためである。この規定の妥当性については従前から議論があったところであるが、本件を機に改めて議論が高まり、適切な改正がされることが望まれる。」

(備考)

控訴はない。

＜少年刑（無期刑の緩和刑としての定期刑又は不定期刑）が軽い点に言及している裁判例＞ 2 件

○ 平成19年10月25日大阪高裁判決（建造物侵入，殺人，殺人未遂，銃刀法違反事件）

（事案）

被告人（犯行当時17歳）が，母校において，刺身包丁で教職員3名を刺し，1名を死亡させた事案。

第一審（大阪地裁）は，無期懲役の求刑に対して，無期懲役刑を選択した上で被告人を懲役12年に処したところ，検察官から控訴。控訴審である本判決は，破棄自判し，被告人を懲役15年に処した。

（判決文）

「（弁護人の）論旨は，原判決が，処断刑の選択として無期懲役刑を選択したことを，不当に重いとすものである。

しかし，仮に処断刑として有期懲役刑を選択すると，その宣告刑は，少年法52条2項により，5年以上10年以内の範囲内における不定期刑となるが，前記1（2）に示した諸事情に照らすと，このような刑が，およそ本件犯罪に相応した償いというに値しない，社会的常識と掛け離れたものであることは明らかであり，処断刑として有期懲役刑を選択する余地は全くない。」

「・・・本件は，事案の内容に関連する諸事情に照らして判断する限り，被告人を無期懲役刑に処することにも合理性を見出せる事件であるが，他方で，広汎性発達障害の影響を始めとする被告人に有利な事情を最大限に考慮すれば，原判決の量刑判断が，無期刑の緩和を行ったことにおいて，破棄しなければならぬほどに軽いとまではいえないというべきである。」

「原判決の上記量刑は，無期刑の緩和後における処断刑の上限を，更に3年下回るものである。ところで，無期懲役刑はもとより終身刑ではなく，特に，少年については，7年を経過すれば仮釈放の要件が満たされ（少年法58条1項1号），また，仮釈放後，その処分を取り消されないで10年を経過すれば，刑の執行を受け終わったものとされ（同法59条1項），成人に比較すれば，その内実は大幅に軽減されているが，それでも，無期刑の緩和を行えば，その処断刑の最上限である懲役15年を基準としても，無期懲役刑と

比較して、当該被告人が受ける実質的不利益の程度には著しい差が生じるといえる。特に、当該被告人に有利な事情を最大限に考慮することによって初めて、無期刑の緩和がそれなりの合理性を有するに至るような事案、換言すれば、全ての事情を考慮しても、無期懲役刑を宣告するか、これを緩和するかの限界線上か、それに近い領域にある事案について、その緩和に踏み切ることは、実質的には無期懲役刑を甘受させてもあながち不合理ではない状況にある者に、それよりも大幅に不利益の度合いの小さい刑を科するにとどめることにほかならず、そのこと自体で、当該被告人に極めて大きな利益を享受させる措置といえる。それにもかかわらず、上記のような事案において、単に無期刑を緩和するのみならず、緩和後における処断刑の上限より更に低い刑を宣告することは、その者に緩和自体による大幅な利益を与えた上、それより更に無期懲役刑と実質的な隔たりが大きい刑を科するにとどめることを意味する。しかしながら、上記事案では、被告人に有利な事情は、無期刑の緩和を行うか否かという判断において評価され尽くしており、その後具体的な宣告刑を定めるに際し、同一の事情を再び持ち出して、これを被告人に有利に斟酌することは、被告人を不当に利する二重評価といえる。そして、既に保護処分の許容性等に関連して概観した事情に照らせば、本件は、正に、無期刑の緩和を行うことが相当か否かの限界線上にあるか、それに近い事案に該当するというべく、原判決が指摘する被告人に有利な事情は、無期刑の緩和を行うことに合理性を与える事情にはなり得ても、そこにおいて評価され尽くしているというべく、更に進んでその処断刑の上限を下回る刑を科するにとどめるべき事情にはなり得ない。加えて、仮に成人が本件犯行に及んだ場合を想定した場合、年齢以外の事情が本件と全く同じであったとしても、無期懲役刑か、有期懲役刑（刑法71条、68条2号、14条1項により懲役7年以上30年以下）の上限に近い刑は免れ難いところであり、このこととの均衡という見地から見ても、被告人が犯行当時17歳であったことによって、懲役12年という刑を正当化する余地は乏しいというべきである。

結局、本件について無期刑の緩和を行った場合に宣告すべき刑は、事実上、その上限である懲役15年に限られ、被告人を、これを更に3年下回る懲役12年に処するにとどめた原判決の量刑は、軽すぎて不当であるといわざる

を得ない。」

(備考)

上告はない。

## ○ 平成21年3月12日鹿児島地裁判決（殺人，銃刀法違反事件）

(事案)

被告人（犯行当時19歳）が，好奇心や自暴自棄の心境から（動機について争いあり。），折りたたみ式ナイフでタクシー運転手の頸部を切りつけて殺害した事案。

無期懲役の求刑に対して，懲役5年以上10年以下の判決を言い渡した。

(判決文)

「したがって，本件においては，有期懲役刑を選択するほかないところ，犯行の重大性に照らし，被告人は，少年法52条1項，2項に規定する有期懲役刑の最高刑である懲役5年以上10年以下の刑を到底免れない。なお，この量刑が成人の同種事案に比較すると軽いものであることは否定できないが，そうであるからといって無期懲役刑を選択することは，少年法の予定するところではない（東京高等裁判所平成19年10月11日判決・・・）。」

(備考)

検察官から控訴あり。控訴審（平成21年9月17日福岡高裁宮崎支部判決）は，「・・・犯行態様の悪質性，動機及び経緯に酌量の余地のないこと，結果の重大性，遺族の処罰感情がしゅん烈であることなどはいずれも検察官が主張するとおりであり，被告人の刑事責任は重大というべきである。」とするが，犯行後間もなく自首し，公判廷で反省の情を示していること，生育歴に基づく性格傾向，母親が見舞金を用意していることや保護処分歴がないことなどを指摘し，「これらの被告人のために酌むべき事情を考慮すると，前記の諸事情に照らして被告人の刑事責任が重大であることを他方で考慮しても，被告人を無期懲役刑に処すべきとまではいえず，有期懲役刑を選択した上，原判決時少年であった被告人に対し，少年法52条1項により同条2項で定める不定期刑の刑期で最も重い，懲役5年以上10年以下に処した原判決の量刑が軽きに失して不当であるとはいえない。」として控訴を棄却した。